

交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって受けた傷病の場合、「傷病届」を提出することで、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

この場合、香川県後期高齢者医療広域連合が、一時的に立て替えた医療費を加害者に請求することになりますので、医療機関を受診する際には申し出ていただくとともに、必ず市の後期高齢者医療担当窓口(国保・健康課)または当広域連合まで届出をしてください。

この届出(傷病届等関係書類の提出)は法律で義務付けられていますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、届出に必要な書類については、当広域連合ホームページまたは市町の後期高齢者医療担当窓口にあります。(交通事故証明書はお近くの警察署、交番、または香川県運転免許センターにて御相談の上、取得してください。)

※どんな小さな交通事故でも警察に届けて「事故証明書」をもらいましょう。
 ※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療で立て替えた医療費を加害者に請求できない場合がありますので、御注意ください。

※傷病届等の提出先は、住所地である市の後期高齢者医療担当窓口(国保・健康課)です。



【届出に必要なもの】

・保険証・印鑑・事故証明書 など

【問】香川県後期高齢者医療広域連合
 ☎(087)811-1866

家族の学習会

こころの病は他の病気と同じように誰でもかかりうる病気ですが、症状の特徴から家族が不安に感じることがあります。こころの病にかかわることを一緒に学んだり、お互いに悩みを分かち合う場です。

日時:6月30日(日) 13:30~15:00

場所:香川県大川合同庁舎2階会議室
 (さぬき市津田町津田930番地2)

テーマ:「一緒に学びませんか!」
 こころの病気や治療のこと

講師:森岡メンタルクリニック
 森岡英五 医師

対象者:精神障害のある方に関わる家族

【申】電話、またはFAXで下記までお申し込みください。

【問】香川県東讃保健福祉事務所
 保健対策課

☎(0879)29-8263
 FAX(0879)42-5881

2019年度 さぬき市国保 特定健康診査 後期高齢者の健康診査のご案内

生活習慣病(糖尿病・高血圧・慢性腎不全など)を早期に発見・治療するために最も有効な手段は健康診査です!年に1回の健康診査をご利用いただき、健康管理にお役立てください!

対象者の方には、5月下旬頃に『受診券』と『質問票』をお送りします。

◆対象者

特定健康診査	さぬき市国民健康保険にご加入の40歳から74歳までの方 ※今年度中(4月1日~2020年3月31日まで)に40歳になる方も対象です。
後期高齢者の健康診査	後期高齢者医療保険にご加入の方

※ただし、妊産婦、介護保険施設等に入所されている方は健診の対象とならない場合があります。

実施期間中(6月~10月)に75歳になられる方

・お誕生日以降に健診を受ける場合は、『後期高齢者の健康診査受診券』に交換が必要です。
 ・後期高齢者医療保険に加入される前の保険で健康診査を受けた方は、後期高齢者の健康診査を受診することはできません。(健康診査は年に1回です。)受診していない方は、受診券を発行しますので、国保・健康課までご連絡ください。

◆健康診査の内容

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) 質問票(服薬歴、喫煙習慣など) | (7) 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値) |
| (2) 理学的検査(身体診察) | (8) 心電図検査 |
| (3) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) | (9) 血清クレアチニン検査(eGFR) |
| (4) 血圧測定 | (10) 眼底検査 |
| (5) 尿検査(尿糖、尿蛋白) | |
| (6) 血液検査
・脂質検査
(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
・血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)
・肝機能検査(GOT,GPT, γ-GTP) | ※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合のみ実施します。 |

◆実施期間 6月1日(土)~10月31日(木)

◆受診時に必要なもの

- ① 受診券・質問票
- ② 保険証(さぬき市国民健康被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)
- ③ 自己負担金800円 ※自己負担金の減額・免除はありません。

健診を受けましょう!



◆実施場所

さぬき市内の実施医療機関で受診できます。(市への申込は不要です。)
 ※実施医療機関は、受診券に同封しています『健診のお知らせ』をご確認ください。

★さぬき市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の保険にご加入の方(社会保険被保険者証をお持ちの方)は、加入されている医療保険者へ受診方法等をお問い合わせください。

★平成30年度特定保健指導を継続中の方は、6か月の保健指導終了後に、今年度の受診券をお送りします。

★4月に総合健診(人間ドック)を申し込まれた方の受診券は、さぬき市民病院または香川県予防医学協会に直接送付していますので、個人宅には郵送しません。
 ※詳しくは、お申し込み時のお知らせをご覧ください。

※お申し込み先の健診機関から日程通知があります。日程変更等は健診機関へ直接お問い合わせください

※人間ドックをキャンセルされる場合は、健診機関及び国保・健康課までご連絡ください。

★職場の健診を受けた方や、かかりつけ医での検査を定期的に実施されている方は、健診結果と質問票をご提供いただくことで、特定健康診査を実施したこととなりますので、ご協力をお願いします。健診結果は、国保・健康課または各地区で実施される健康相談の会場へお持ちください。※ご提供いただきたい健診結果は、上記「健康診査の内容」の(3)~(6)番の検査項目をすべて満たしているものです。

【問】国保・健康課 健康診査に関して ☎(0879)26-9907
 人間ドックに関して ☎(0879)26-9908